



大垣消防組合では
平成30年7月1日から重大な消防法令違反がある建物の関係者に対して違反是正を開始します。

開始時期

平成30年
7月1日～

【重大な消防法令違反とは】

消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置義務がある消防用設備のうち、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められる防火対象物**のことです。

【趣旨】

防火対象物において『死傷者を伴う火災』が発生すると、社会に大きな衝撃と不安を与え、事故原因の究明が強く求められます。さらには事業者責任を問う声とともに、マスコミに報道されるなど社会的関心は非常に高く、『これまでは許されていた』『このくらいは大丈夫』といった甘い判断や誤った認識は許されなくなってきており、防火対象物の関係者は場合によっては法的、社会的制裁を受けることとなりかねません。火災の恐ろしさや被害の悲惨さを知る我々消防職員の使命は、災害が発生する前に違反により失われた秩序を回復させることで違反者を救済し、防火対象物の危険を取り除くことで地域住民の安全を確保することです。

【違反是正の徹底】

大垣消防組合では、立入検査等を機会とし、防火対象物の関係者に対して自発的な違反是正を促す行政指導をその中心として行っております。しかし、消防の度重なる行政指導にも関わらずその多くの違反は是正されていないのが現状です。

消防機関は、消防法令違反等に対しては、改修計画提出の指示や警告等の行政指導、消防法による措置命令や使用停止命令、刑事告発等の手段を活用して違反処理を行うことができます。今後は、個別の違反事案の火災予防上の危険性の程度、防火対象物の関係者の違反是正の意思や能力の有無、違反処理のための代替手段の可能性等に応じて、消防法による措置命令や使用停止命令、刑事告発等を念頭に置いて違反処理を行います。

【消防署からのお願い】

現在、重大な消防法令違反のある防火対象物の関係者に対して違反是正を順次行っていく準備を進めております。重大な消防法令違反の大半が無届の増築や接続が原因となっています！！建物の増改築、用途変更等を計画する際は、事前に相談して下さい。

【お問合せ先】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| □予防課 ☎(0584)87-1512 | □中消防署 ☎(0584)87-1514 |
| □分駐所 ☎(0584)73-1415 | □東分署 ☎(0584)62-6819 |
| □南分署 ☎(0584)89-2022 | □北消防署 ☎(0584)73-2176 |
| □赤坂分署 ☎(0584)71-0204 | □北部消防署 ☎(0585)45-3733 |